

役員費用弁償及び報酬に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人祥雲福社会（以下「本会」）の役員及び評議員等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員勤務)

第2条 本会の役員は、次の通りとする。

- | | | |
|---------|-------|----|
| (1) 理事長 | (非常勤) | 1名 |
| 理事 | (非常勤) | 6名 |
| 監事 | (非常勤) | 2名 |

(会議等出席の手当)

第3条 社会福祉法人祥雲福社会の役員の報酬額は、会議（理事会、その他これに準ずるもの）等の出席者に対し、1回につき理事5,000円、監事5,000円とする。（ただし監事の手当は、決算の定時監事監査を行うときは10,000円とする。）なお、かつ同一日に開催された会議に出席したときはこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会（評議会、その他これに準ずるもの）に出席したときの報酬額は出席者に対し、1回につき評議員3,000円とする。なお、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、これを支払わないものとする。
- 3 理事に対して、各年度の総額が1人あたり100,000円を超えない範囲で、また監事に対して、各年度の総額が1人あたり110,000円を超えない範囲で基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員等が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前条の旅費の支給方法は、社会福祉法人花園保育所職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

附 則

この規定は、平成2年3月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。